

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九十第

行發日一月八年三十正大

論 叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に対する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

時 論

娛樂稅の重要……………法學博士 神戸 正雄

說 苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レンテン銀行に就て……………法學士 大森 研造

雜 錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

獨逸レントン銀行に就いて (二・完)

大 森 研 造

第三 持分債務者に對する課税及び徵税

(一) 農業林業其他の土地に對する課税

農業林業園藝に利用せらるゝ獨逸國內の土地にして、一九二三年八月一日の經營税法に由る土地課税の適用を受くるものは、その所有者の内國人たるも外國人たるもを問はず凡て土地債務を負ふ。

但しレントン銀行設立法の施行日たる一九二三年一月一八日に經營税法第三章第二條に該當する土地、即ち公法人たる帝國又は府縣の所有に屬する土地、共同利用例へば慈善の目的に使用せらるゝ財團の土地、若くは外國使臣の所有に屬する土地は土地債務を免かる。一月一八日以後に生じたる所有の變更には何等の影響なし。

土地の Wehrbeitragwert の總額が四〇〇〇馬克に達せざる土地の所有者及び賃借人は土地債務を免除せらる。(註)

(註) Wehrbeitragwert とは一九一三年に軍備擴張税實施の際國內の土地の價額を評定した所の、課税の基礎となる價値で

あつて、經營稅法に由る土地課稅の計算に採用せられてゐる。

土地が賃貸借せられた場合には、土地所有權者及び賃借人は土地債務の利息に對して共同責任を負ふ。其割合は土地所有權者四分の一、賃借人四分の一とす。(§ 8. Abs. 2 Rbv.) 但し此の規定は單に土地所有權者と賃借人との法律關係を規定せるに過ぎざるものであつて、レントン銀行に對する持分債務に對しては何等影響する所がない。例へば土地所有權者が利息の四分の一以上を、又は賃借人が四分の三以上を支拂ひし場合に於ては、彼等契約當事者間に於て調停する(賃借仲裁局 Pachtheinigungsamt の裁決を仰ぐ)することを要するのである。(§ 17. D.L.) 土地債務は其の發生並に第三者に對する效力に關して登記することを要せず。(§ 10. Rbv.) 但しレントン銀行又は土地所有權者の申請ありたる時は此の限でない。(§ 10. Rbv.)

(二) 商工業銀行業經營に對する課稅

レントン銀行設立法の施行日即ち一九二三年一〇月一八日に於て、雇主稅の適用を受ける經營は、その休止せると否とに拘らず、凡て債務を負ふ。(經營稅法の施行規則第三條參照) 手工業經營もそが免稅點以下に在らざる限り債務を負ふ。經營財産の評價には麵麩供給稅(Brotversorgungsabgabe)に基く所の價額が適用せられる。

或る經營が課稅せらるゝか否やの標準は、レントン銀行設立法の施行日に於て、該經營が經營稅法の第二章第二條に該當するか否やに由つて定まる。レントン銀行設立法施行規定第十九條第二項には、免稅點を經營の總財産の價額四十萬馬克以下とし、經營財産自體が二十萬馬克以上に

達せざる時亦同じと規定してゐる。

レンテン銀行法施行規定第二十二條は財務大臣に、レンテン銀行の同意を得て、債務證書の形式及び内容を確定すべきことを委任してゐる。而して債務證書はレンテン銀行に委付される。

經營の全部又は一部が譲渡された場合には、譲渡者及び獲得者は債務證書に對して共同して責を負ふ。但しレンテン銀行はその孰れか一方の責任を解除することを得る。

或る企業から新に起りし經營も亦レンテン銀行に對して責を負ふ。例へば或る會社が自己の資本を以て一つの子會社を設立した場合の如き、親會社は依然として従來の責を負ひ、新設の子會社は更に新しき債務を負ふのである。既設の數企業が合併せし場合にはレンテン銀行設立法第九條第四項の適用がある。

經營が廢止された場合にはレンテン銀行はその清算又は破産手續終了後に於て責任の全部又は一部を免除することを得る。但し銀行は免除すべき義務を負はない。

(三) 利息

土地債務及び債務證書の利息の支拂期日は半年毎、即ち四月一日、十月一日であつて、その第一回の支拂期日は一九二四年四月一日である。利息の歩合は年六分^(6%)とし、利息の支拂日に行はるゝ金價値に従つてレンテン馬克を以て支拂ふ。其の支拂場所は義務者所管の財務署である。利息の支拂を遅滞せし場合には利息の利息が計算せられる。

(四) 租税の徵集

(甲) 財務署の權限

財務官廳はレンテン銀行設立に關する土地及び經營に對する課稅實行の權限を有す。而して帝國課稅法の諸規定、特に官吏の排除並に拒絶に關する第四十四條以下、期日に關する第六十四條以下、處分に關する第七十三條以下、第三者の告知義務に關する第七十七條以下、官廳の援助義務に關する第九十一條、決定及び確定手續に關する第二百四條以下、取立に關する第二百九十八條以下、レンテン銀行法施行規定第五十六條の違反行爲の處罰手續に關する第三百八十五條以下が適用せられる。

財務署は土地所有權者又は企業經營者に對する徵稅に關して、場所的に權限を有す。但し若し或る土地が多數人の共有に屬し、その個々の持分者に對して數個の財務署が權限を有するが如き場合には、その土地所管の財務署に依つて土地債務が決定せられ、又その土地が數個の財務署の所管に跨る場合には、その債務の最高額を徵集し得る持分者所管の財務署が權限を有す。

(乙) 債務證書の振出

財務署の長官又はその代表者は、各債務證書の振出に關して議定書を調製することを要す。而して此の議定書には債務證書振出人の人格が明かに確定せらるゝやう認められなければならぬ。義務者が若し所定の期間内に債務承認の請求に應じなかつた場合には、財務署の長官又は其の代表者は、法律上の事實及び關係が生ずる所の補充債務證書 (Ersatzschuldverschreibung) をレンテン銀行に向つて振出すことを要す。

(丙) 確定報告及び法律上の手段(訴願)

財務署は各債務者に對して、土地債務及び債務證書の金額を、金馬克を以て表はせる確定報告によつて通告することを要す。

此の確定報告に對しては法律上の手段即ち訴願が許されてある。其の期間は到達の日より二週間以内とす。(§ 37. D.I.)

債務者は訴願の提起によつて債務證書の振出を免除せられるのではない。唯是に依つて債務證書振出の際、議定書内に留保宣明の調製を要求する権利が賦與せらるゝに過ぎないのである。

訴を起された財務署の長官は若し其の訴が確證された場合には直ちに之を聽許し得るも、然らざる場合に於ては之を財務裁判所 (Finanzgericht) の長官に交付せねばならぬ。債務者は若しその財務裁判所の判決に對して不服ならば、更に訴を帝國財政省 (Reichsfinanzhof) に提起することを得る。

第四 獨逸レンテン銀行の機關

(一) 總會 (Generalversammlung)

レンテン銀行の債務者たる土地所有權者並に企業經營者は同時に其の負責の程度に應じて銀行の持分債權者である。(註)

(註) 此の持分債權に對して持分證書は作製せられず。持分の讓渡はレンテン銀行の承認を得ることを要す。持分の代理は之

を定款に規定す。(§ 10. R.N.V.)

此の持分債權者の集會がレンテン銀行の總會である。而して持分額壹千萬レンテン馬克毎に各一投票權を有するが故に、銀行の資本金總額參拾貳億レンテン馬克に對して三百二十の投票權があることとなる。即ち農、林、園藝業の代表者として百六十人、商、工、銀行業の代表者として百六十人が總會に關與する譯である。

定款に依れば第一回の總會は一九二五年に開かるべく、其後は各營業年度經過後六ヶ月以内に正式の總會を開くことを要すとある。先づ差當り監査役會が總會を代表して居る。

總會は單純なる多數決に依るべきも、資本金の減少、營業範圍の變更、財産全部の讓渡、及び解散に關する決議の際には、出席表決權の四分の三以上を要するのである。

(二) 監査役會 (Aufsichtsrat)

最初の監査役は創立者の互選に依りしも、一九二五年に開かるべき第一回の總會より五箇年の任期を以て選定せらる。監査役の數は定款には二十一名以上と規定し居れども、現在は四十一名ある。監査役會の會長は獨逸レンテン銀行の總裁である。

レンテン銀行が其の銀行設立法に豫定せる額以上、獨逸政府、帝國銀行若しくは私設發券銀行に貸出を爲す必要がある場合には、特に監査役會の決議を要し、其の決定には三分の二以上の多數を要する。又レンテン銀行に對する持分の讓渡にも監査役會の承認を要す。

監査役會は各半年毎に、而して第一回は一九二四年の六月に於て、帝國議會並に獨逸帝國會計

検査院長に依つて指命せられたる委員會と協働して、レントンブリーフ、及びレントン銀行券に對する所定保障現在額を公告する義務を負ふ。

(三) 管理會 (Verwaltungsrat)

管理會は監査役會の小委員會であつて、十人以上の委員より成り、現在は十四名より成る。管理會の會長は監査役會の會長(銀行の總裁)之を兼ね。

管理會固有の任務は銀行の營業を指導し、事務規定を與ふるに在る。而して之が決議には七名以上の出席あることを要す。

管理會は又監査役會と同じく、當事者の損害賠償の請求權を害することなくして、何時にても銀行役員の使用を取消し得る。

定款によれば管理會は獨逸政府、帝國銀行若しくは私設發券銀行に對する信用許容に關して處理すべき權能及びレントンブリーフ並にレントン銀行券の發行額及び形式を決定する權能を有す。管理會は毎月銀行の營業狀態の概要を公告する義務を負ふ。

(四) 理事 (Vorstand)

レントン銀行には少くとも二人以上の理事ありて、銀行の營業を指導する。理事の宣明がレントン銀行に對して拘束力を有するがためには、少くとも二人以上の理事、若しくは一名の理事と業務支配人との合意たることを要する。

(五) レントン銀行の補助機關 (Hilfsorgane der Rentenbank)

レントン銀行は其の營業範圍に於て財務官廳の援助を仰ぐことを得る。即ち財務官廳はレントン銀行の營業の範圍内に於て納稅義務に關する通告書を交付する義務を有す。此場合にレントン銀行の全役員は官吏默秘の義務に關する規定の適用を受ける。(§§ 6, 55. D.I.)

財務官廳は(一)レントン銀行の持分債務者に對する徵稅を、財政省に依つて設定せられた特別の職務令に従つて執行する時、(二)辨濟期に達せる利息に就き、必要あれば強制執行をなす時、(三)レントン銀行に對して生ぜし利息の總額を償還する限に於て、レントン銀行の補助機關である。

(六) 政府委員會(Kommissar der Reichsregierung)

此の政府委員會なるものは、レントン銀行の機關又は補助機關にもあらず、又政府の設定せし監査役會でもない。只政府とレントン銀行とを結び付くる一種の楔である。(vgl. § 7. D.I.)

第五 獨逸レントン銀行の營業

三十二億レントン馬克の基本準備金を有するレントン銀行は、差當り二十四億レントン馬克のレントン銀行券を發行する。而して未發行の八億レントン馬克に就ては、監査役會の決議に由つてのみ處理し得らるゝことになつてゐる。

レントン銀行は一般と直接の取引をなさず、單に獨逸政府、帝國銀行並に Baden, Bayern, Sachsen 及び Württemberg に在る四個の私設發券銀行 (Badische Bank, Sächsische Bank, Bayerische Notenbank und Württembergische Notenbank) とのみ營業をなし得るに過ぎないのである。

(一) 獨逸政府への貸附

發行せられた二十四億レンテン馬克の半額即ち十二億レンテン馬克はレンテン銀行設立法第六條及び第十七條に由り獨逸政府に貸付くことを要する。而して此内九億レンテン馬克は年六分の利附貸附として、残り三億レンテン馬克は無利息貸附とする。

此の無利息貸附の三億レンテン馬克は獨逸政府が過去帝國銀行にて割引せし大藏省證券の買戻に充つべきものであつて、獨逸政府はレンテン銀行券發行の日より帝國銀行について大藏省證券の割引をなさざる義務を負ふ。(註)

(註) 獨逸政府は一九二三年一月一日に 100 Trillion Papiermark を以て帝國銀行にて割引せし大藏省證券を買戻した。此の 100 Trillion Papiermark は一九二三年一月一日より二〇日迄の平均相場に依れば二億レンテン馬克に相當した。従つて政府が大藏省證券買戻のために使用した額は結局二億レンテン馬克であつて、無利息貸附の残り一億レンテン馬克は特別の契約に依り利息貸附に加へらるゝことになつた。

獨逸政府に對する貸附は其の元利ともレンテン馬克を以て償還せられることになつてゐる。

(二) 獨逸經濟界への貸附

獨逸政府への貸附と同額即ち十二億レンテン馬克が獨逸の一般經濟界に對して貸附けられるが、此の種の貸附には必ず帝國銀行又は上述の四個の私設發券銀行の中介あることを要し、レンテン銀行は決して受信者と直接の關係に立たないものである。

此の貸附は契約上或は起ることあるべき減價損に對して保障せられてゐる。即ちレンテン馬克

の豫見せざる價格減少が起りし場合には、受信者はその減價損を負擔することを要する。而して此の貸附の利息はレンテン馬克を以て又其貸附金及び或は生ずることあるべき減價打歩はレンテン馬克若くはレンテンブリーフを以て支拂ふことを要する。

此貸附に對しての帝國銀行及び私設發券銀行の參加は、一九一四年六月三〇日の紙幣發行の割合(即ち一一對一)に準ずる。(vgl. § 16 RbV.)

(三) 其他の業務

レンテン銀行は何時にてもレンテン銀行券五〇〇馬克以上の所持人に對して、望に依り同券面額のレンテンブリーフと引換ふる義務がある。レンテンブリーフの利息は各半年毎に追時的に支拂い、その第一回の利札は一九二四年七月一日を支拂期日とする。

レンテン銀行は獨逸政府よりその貸附に對して大藏省の批准ある債務證書を要求し得る。(vgl. 47-50. D.L.)

第六 純利益の處分と營業の終結

(一) 純利益の處分

レンテン銀行の營業一般は普通の商人的企業と何等異なる所なく、毎年其の損益計算をなさねばならぬ。レンテン銀行設立法第十八條には純利益の處分に就いて次の如く規定して居る。即ち先づ貸借對照表上の純利益の百分の四十(二)は之を獨逸政府に對する無利息貸附の償却に充つべ

く償却勘定に組入れねばならぬ。但し此の無利息貸付償却後は百分の三十に減ずる。純利益の残り百分の六十(5%) (無利息貸付償却後ならば百分の七十)は銀行の持分所有権者に對して其の持分額の百分の六(6%)までの配當をする。レンテン銀行設立法第十八條第二項は此の持分所有権者に支拂はるべき配當金を以て、彼等が次の半期に支拂ふべき利息の支拂に振當ることを得ると規定してゐる。

右の配當をなしたる残りの額(即ち純利益の百分の五十四又は百分の六十四)はレンテン銀行の基礎鞏固のために積立金とする。

(二) 營業の終結

レンテン銀行は獨逸政府より紙幣發行の權利を賦與せられてゐるが、此の權利は何時にても政府より取上げらるることを得るものである。但しレンテン銀行設立法第二十條一項には、政府はレンテン銀行より借入れたる利息附並に無利息貸付を完全に償還すべきこと、レンテン銀行は之に對し流通内に存するレンテン銀行券を吸収すべき義務を負ふと規定してゐる。レンテン銀行の解散より生ずる特別の法律關係は其の場合に帝國法律を以て規定する。レンテン銀行の營業は單に法律に依つてレンテン銀行設立法が廢棄せられ、或は紙幣發行の權利が拒止せられたことによつて終結を告ぐるものではない。寧ろレンテン銀行の營業終結は銀行が豫期せざる理由により支拂不能又は破産に陥つた場合である。但し破産の場合に民法の規定の適用を受けることは論を俟たない。

レンテン銀行が破産したる場合に持分債務者は銀行の債務に對して對人的に責任を負ふのではない、只土地債務又は債務證書によつて確定せられた責任額に應じて其の責を負ふのである。

第七 一般規定

(一) 私法的關係

レンテン銀行券は其の發行と共に法律上許容せられたる支拂要具と爲り、民法上の債務請求權はレンテン馬克を以て表示することを得る。(§ 51. D. I.) 但し債務者は其の債務がレンテン馬克を以て稱へらるゝも、明示的に其の償還にはレンテン馬克を以てすると契約せざる場合には、帝國貨幣を以て償還し得る。其他に就てはレンテン馬克債務に關しては金錢債務に關する凡ての規定が適用される。手形及び小切手がレンテン馬克を以て稱へ得らるゝことは論を俟たない。土地臺帳の登記にレンテン馬克を以てし得るか否やの問題に就ては多少疑問の點がないではない。土地臺帳規則第二十八條には土地の價額は帝國貨幣を以てすべし、但し抵當の許容宣明の場合には外國貨幣を以てすることを得との規定がある。レンテン馬克は勿論帝國貨幣にも外國貨幣にもあらず、單なる特別の法規に依つて許容せられた一支拂要具である、然し抵當權又は土地債務をレンテン馬克で以て登記し得ることは施行規定其他より類推することが能きると思ふ。(註)

(註) (vgl. den Aufsatz von Amtsgerichtsrat Ricks in der „Zeitschrift der Deutschen Notar Verein“ 1923, S. 164.)

(二) 處罰規定

(甲) レンテン銀行の役員に對する處罰規定

レンテン銀行設立法施行規定第五十三條以下には罰則を規定してある。即ちレンテン銀行の理事、監査役會又は管理會の各員は、レンテン銀行に不利益を蒙らしむるが如き行爲を企て、又は銀行財産状態の監視に於て若くは總會の講演に於て、銀行の諸關係の状態を不當に陳述し又は隱蔽せし場合には、懲役及び罰金刑に處せらる。但し此の場合被告發者の故意的行爲が立證せらるることを必要とする。不注意怠慢の場合には、民法上の損害賠償の責を負ふも、刑法上處罰せらるることなし。(§ 53, 54, D.I.)

レンテン銀行の役員並に使用人は、レンテン銀行の債務者の財産關係に關して、その有する知識が營業上の行爲によつて得られたものである場合には、絶對に秘密を守るべき義務を負ふ。(§ 6, D.I.) 刑法上彼等は官吏と同様に取扱はれ、その違反行爲は刑法上處罰せらるべき犯罪行爲となる。

但し此の行爲が犯罪となるには告訴あることを必要とし、刑事告訴の提起によつて初めて効力を生ずるのである。

レンテン銀行の理事並に政府委員會の各員も凡て黙秘義務を負ふ。

刑法威嚇は右の違反行爲が利己のため又は他人を害する目的を以て故意に企てられた時一層嚴峻である。

此の刑法上の規定はレンテン銀行の補助機關たる財務署の官吏に對しても當然適用せらるべき

である。

(乙) 一般的處罰規定

レンテン銀行が權利を有する所の貨幣給付を減縮せんと努めし者は、その減縮によつて自己又は他人を利せんとせしや否やを問はず、懲役及び罰金若くはその孰れか一に處せらる。又印刷物頒布に依り或は公衆の面前に於て、レンテン馬克の受取を拒み、又はレンテン銀行に關する法律上の規定の實行を妨ぐるために、挑發又は煽動する行爲は刑法上之を禁す。

結 言

以上獨逸レンテン銀行の起源、組織等其の概要を説明したが、最後に該銀行の利益長短に就いて攷ふるに、先づ其の利益長所として、(一)レンテン銀行設立の結果、獨逸政府は一時的とは云へ、レンテン銀行よりの貸附に依つて財政の窮乏を凌ぎ得、其間、收入の増加、支出の制限によつて財政救済の策を樹立し得ること。(二)帝國銀行は過去に於て政府に割引せし大藏省證券の買戻を受け、更に今後大藏省證券其他の割引を政府より依頼されることなきに至つたから、從來の如き馬克紙幣膨脹の弊を阻止し得るのみならず、漸次馬克紙幣の銷却に着手し得ること。(三)次にレンテン銀行自身の側より見るに、一方持分債務者より土地債務並に債務證書に對し法律上強制的に年六分の利息を徵集し、他方獨逸政府其他に對しての貸附金よりは年六分の利子を收め得るを以て、レンテン馬克の豫期せざる價格減損の起らざる限り、利益を贏ち得るとも、損失を蒙らざ

ること、尙ほ此他銀行はレンテンブリーフ賣買の繁閑多少に依つて銀行に對する一般信用を付度し得べく、従つて事前に策を施し得るの利益がある。(四)又一般人民はレンテン銀行券に對して危険を感ずる時は何時にても直ちに土地債務並に債務證書に對して抵當權を設定せる五分利附のレンテンブリーフと引換へ得るが故に、レンテン馬克の暴落より蒙る慘禍を免れ得べく、從來の不換紙幣に比して遙に安全且つ有利である。(五)尙ほレンテン銀行の基本準備金は、殆んど國民全般に亘つて、其の所有する土地又は經營に負課せられた消極的據出より成るを以て、常に金を準備として之を死藏するの不經濟なきのみならず、その持分債務者が同時に銀行の持分所有權者たる關係上、レンテン銀行券が支拂要具として市場流通の圓滑を得べく、又賠償問題等に關聯して外國より脅される惧が少ない。(六)況やレンテン銀行設立の結果、兎にも角にも通貨の安定を得、將に崩潰せんとせし獨逸の財政金融に小康を得せしめたる功績は没することが能きない。

然し翻つて考へると、又之には幾多の短所と缺點とが存する。即ちレンテン銀行の總裁の選任並に定款の變更には政府の承認を要することゝなつて居り、レンテン銀行の運命が獨逸政府の政變又は政策に依つて左右せらるゝの惧がないではない、且つ政府への貸附金が完全に償還せらるるや否や、従つてレンテン銀行が其の發行せしレンテン銀行券を完全に吸集し得るや否や大に疑問である。(二次に銀行の持分所有權者は銀行に純利益を生じたる場合には其の持分に應じて最高六分迄の配當に與かり得るも、他方其持分に對しては強制的に六分の利息を徵集せらるゝが故に、結局何等の利益なきのみならず、若し銀行が支拂不能又は破産に陥つた場合には銀行の債務

に對して持分に應じて責任を負はざるべからざるの危険と不利益とがある。(三)又レンテン銀行が一種の強制的組合であり、且つ其の基本準備金調達の方法が資本課税たる點に於て幾多の弊害缺點の存することは説明する迄もない。

之を要するにレンテン銀行は理論上及び實際上から見ても、決して完全濟美のものでない、否な寧ろレンテン銀行は財政金融の窮乏紊亂の極度に達せし獨逸が當面應急の活路を開かんがために採用せし施設であつて、所詮救濟銀行 (Retungsbank) たるに過ぎないのである。去れば之に向つて終局的効果を期し、理論上及び實際上の完備を望むが如きは過の大なるものである。

凡てを葬る時の流れが逆に戻つて、過去の施設が現代の、而かも歐洲の中央に漂い來たものは則ち此の獨逸レンテン銀行である。

過去に於ては丁抹の如く成功せる例もあれば、英國佛蘭西の如く失敗した例もある。獨逸に對して果して何れの歴史が繰返されるであらうか。獨逸財政金融の危機は未だ去つてはゐない。前途には獨逸興廢の岐る、賠償問題が横はり、過去には財政金融上幾多の弱點と禍根を遺してゐる。レンテン銀行が今後能く溺れたる獨逸の財政を沈淪の境から救い、紊亂せる貨幣金融を破滅の淵から援け得るか否やは世界の大きな謎である。余は諸君と共に、特別の興味を以て今後の成行を凝視めて行かうと思ふ。(完) (大正十三年三月一日於柏林草之)